

八王子市外国人留学生日本語能力試験受験料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国人留学生の日本語能力試験に要した費用（以下「受験料」とする。）を助成して、日本語能力の向上を図り、地域社会でのコミュニケーションと交流活動を活性化させ、以って多文化共生社会の推進に資することを目的とする。

(通則)

第2条 補助金の交付については、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付要件)

第3条 補助金は、毎年度予算の範囲内において外国人留学生に対し、公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が主催する、日本国内で実施する日本語能力試験を受験し、受験レベルN1に合格した場合に交付するものとする。

2 前項に定める外国人留学生は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による留学の在留資格を有すること。
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に住民登録をしていること。
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校のうち専門課程及び出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関に在学していること。
- (4) 八王子市以外の機関から、当該補助金と類似する補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第4条 外国人留学生に対して交付する補助金の額は、受験料相当額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、受験日から1年以内に、外国人留学生日本語能力試験受験料補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 日本語能力合否結果通知書の写し
- (2) 外国人留学生市内在住証明書（在留カードの写しを添付）
- (3) 学生証の写し、若しくは市長がこれに相当すると認めたもの

(交付決定及び却下)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、外国人留学生日本語能力試験受験料補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、交付要件に該当しないと認めたときは、外国人留学生日本語能力試験受験料補助金却下通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(補助金の請求及び受領)

第7条 補助金交付決定の通知を受けた申請者は、市長が指定する方法により補助金を請求し、その交付を受けるものとする。

(補助金の見直し)

第8条 本補助金は、補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和年3月31日から施行する。